

令和8年分 年末調整 会社の締切逆算チェックリスト

従業員がいる会社向け。10月から逆算して、12月に慌てない。（2026年12月に行う年末調整）

令和8年の変更点（会社に効く3点）

- 基礎控除は所得に応じ最大95万円・給与所得控除の最低保障は65万円（2年目・月次に反映済み）
- 扶養に入れる収入ラインが給与103万円→123万円に緩和（申告内容が去年と変わりうる）
- 特定親族特別控除（19歳以上23歳未満・最大63万円）が新設。遡減部分は年末調整で精算

※年末で精算するのは、月次に載らない「基礎控除の特例加算」と「特定親族の遡減」だけ。定額減税は令和6年で終了。

締切逆算カレンダー（10月～翌1月）

✓ 時期	会社がやること
<input type="checkbox"/> 10月	令和8年分の確定様式を入手・印刷（または年調ソフト設定）。従業員へ予告と「扶養123万」の周知
<input type="checkbox"/> 11月上旬	各種申告書と控除証明書（保険料・iDeCo・住宅ローン等）の回収を依頼。社内提出期限を設定（11月末日目安）
<input type="checkbox"/> 11月下旬	点検。扶養の所得判定・特定親族の該当確認・記入漏れの差し戻し
<input type="checkbox"/> 12月	年税額の計算・過不足の精算（還付／追徴）。源泉徴収票の作成
<input type="checkbox"/> 翌1月末	源泉徴収票を従業員へ交付。法定調書合計表・（該当あれば）支払調書、給与支払報告書を提出（いずれも1月31日期限）

取りこぼしを防ぐ回収チェック

- 扶養は給与123万円ライン。103万円の古い感覚で申告した従業員に付け漏れがないか
- 特定親族特別控除は子の収入で遡減。満額63万は給与150万まで。本人申告の数字を確認
- 掛け持ちパートは年末調整は主たる給与の1社だけ。従たる給与なら本人が確定申告
- 中途入社は前職の源泉徴収票を回収して合算。合算しないと年税額が狂う
- 年の途中で辞めた人の年末調整は原則しない（本人が確定申告。一部例外を除く）

回収 → 点検 → 差し戻しの流れを作れば、12月の追い込みで詰まらない。

来年の「出口」も一言メモ

基礎控除の上乗せ（最大95万円）は令和7・8年分限り。令和9年分から縮小＝令和8年が最も厚い年。